

## 市民公益活動ポイント制度の今度の方向性について

- 1 現在までの実施状況について（令和 2 年度第 1 回審議会資料より）  
 (1) 令和 2 年度で制度は 6 年目を迎える。各項目の最大数は以下のとおり。

項目	年度（制度開始から数えて）	参考数値
ポイント券交付申請数	平成 29 年度（3 年目）	24,194 枚
実施事業数	平成 27 年度（初年度）	75 事業
ポイント券配布枚数	平成 30 年度（4 年目）	18,453 枚
寄付受領団体登録数	平成 28 年度（2 年目）	61 団体
団体への寄付割合	平成 28 年度（2 年目）	81.4%
利用率	平成 29 年度（3 年目）	94.0%

各項目について、制度開始から概ね 3 年ほど経過した年に最大数となり、現在は減少傾向にある。

## 2 団体数から見る制度への参加状況

### 【各年度の交付決定数】

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
交付団体数	50	53	54	49	42	14
新規団体数	50	10	9	3	2	2

### 【交付回数ごとの団体数】※令和 2 年第 2 期活動分の交付決定現在

交付決定回数	団体数	構成比
5 回	32	41.6%
4 回	8	10.4%
3 回	13	16.9%
2 回	8	10.4%
1 回	16	20.8%
合計	77	100%

交付回数が 5 回の団体のうち、28 団体（87.5%）は 5 回目の交付が R 1 年度に終了している。R 2 年度で 5 回目を迎える団体は 4 団体。

交付回数が 1 回に留まっている団体のうち、8 団体（50%）は H27 年度に申請した団体。

※回数は累計のため、過去に申請した団体が、必ずしも継続して申請しているとは限らない。

交付団体は制度開始から 3 年目に最大数となり、4 年目以降は徐々に減少している。制度開始から 6 年目を迎える令和 2 年度の申請は大きく減少した。

一方で、新たに参加する団体についても 4 年目以降に減少しているが、ゼロにはなっていない。

また、制度に参加したことのある全団体のなかで、41.6%が 5 回、交付を受けているが、そのなかで令和元年度に 5 回目の交付を受けた団体（回数制限により、今年度以降は参加ができない団体）は 28 団体（全参加団体のうち 36.4%）である。

### 3 課題（令和2年度第1回審議会資料より一部追加）

市民公益活動を行う「励み」や「きっかけ」となって、1人でも多くの市民が、生き生きと市民公益活動に参加するようになることを目的としているが、裾野の広がり見えにくさ、制度の複雑さ、財源の制約などの課題が生じてきている。

課 題	考えられる原因
<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者層の広がりへの伸び悩み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体に対する寄付利用 (団体への寄付は認められているが、所属する団体への寄付では活動者層に広がりが見込めない。)</li> <li>ポイント券の利用をできる施設が少ない</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>新規活動主催団体数の伸び悩み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複雑な制度概要</li> <li>参加登録における手続きの煩雑さ</li> <li>申請回数の制限</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>新規参加者と継続参加者の数の把握 (参加者の広がりなど、効果の測定)が不可能</li> <li>活動主催団体におけるポイント券配布の適正性について、確認が不可能 (事務局における活動見学は可能な限り実施している)</li> <li>紛失の恐れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポイント券の形状 (紙チケット)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>会計事務の煩雑さ(市・協力店舗)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年度分のポイント券の流通</li> <li>寄付換金時等のポイント計算</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li><u>ポイント券の受け渡しについて、対面が必須となる</u> (新しい生活様式に沿っていない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>単独行動が一般的であるもの(講師や傾聴ボランティア)を除き、複数人が特定の場所に集まって共同作業をするような活動を想定している</u></li> </ul>

※下線部は令和2年度第1回審議会資料からの追加部分

### 4 今後の方向性

#### (1) 見直しに向けた基本方針

行政からの財政的支援がなくなると活動そのものが継続できなくなってしまうのではなく、市民や民間が主体となって活動者層を広げ、持続的な支援が行える仕組みに再構築する。

## (2) 制度見直しの方向性

### ①制度の一部変更

現在の制度で挙げられる課題に一部対応する形で運用等を変更し、継続実施する。

- 変更点 (案)
- ◆団体への交付回数制限の撤廃
  - ◆団体寄付の利用変更 (寄付は所属団体以外とする)
  - ◆団体寄付の撤廃 (ポイント券の利用は施設等のみ)
  - ◆ポイント換算方法の単純化 など

### ②新たな制度に向けた検討 (現行ポイント制度の休止・廃止を含む)

「ポイント制度」という形態に限らず、市民や団体が公益活動を行ううえで、活動者層の拡大や活動の継続を支援できるような制度を研究する。

- 新たな制度 (案)
- ◆ポイント制度の WEB 化
  - ◆活動主催団体の PR 制度
  - ◆学校等における訪問研修制度